



# 狛江市子どもの権利条例（案） に対する市民説明会

1. 席は自由席となります。
2. 本市民説明会の内容は議事録作成のため、録音させていただきます。また、発言内容はホームページ等において公開させていただく場合がありますので、予めご了承ください。
3. 記録のため、写真撮影をさせていただきます。また、ホームページ等の広報活動において公開させていただく場合がありますので、予めご了承ください。



# 狛江市子どもの権利条例（案） に対する市民説明会

## 次第

---

1. 条例案及びパブリックコメント説明
2. 質疑応答

令和7年9月15日・9月18日

狛江市子ども家庭部子ども若者政策課



# 1. なぜ狛江市で条例が必要なのか

---

## ■ なぜ狛江市で条例が必要なのか

子どもは生まれながらに一人の人間として権利を持ち、大人の都合でその権利が不当に侵害されてはなりません。いじめ、児童虐待、ヤングケアラー等の権利侵害の事例が全国的に発生しており、狛江市においてもそのような事例があることも事実です。

1990年発効の子どもの権利条約は「子どもは大人と等しく権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させましたが、その認知度は十分とは言えません。また、狛江市では、令和2年に人権に関する基本条例を施行し、令和7年3月には、第3期子ども・若者応援プランを策定し、その中でも子どもの主体性を掲げています。

一方で、子どもに特化した権利条例がなく、長期的・安定的な保障が必要であることから、条約・日本国憲法・こども基本法の理念に基づき、子どもの権利を法的に定め、狛江という地域全体でその理念を共有し、実践していくために、「狛江市子どもの権利条例」を制定することとしました。

## ■ 条例の目的（第1条）

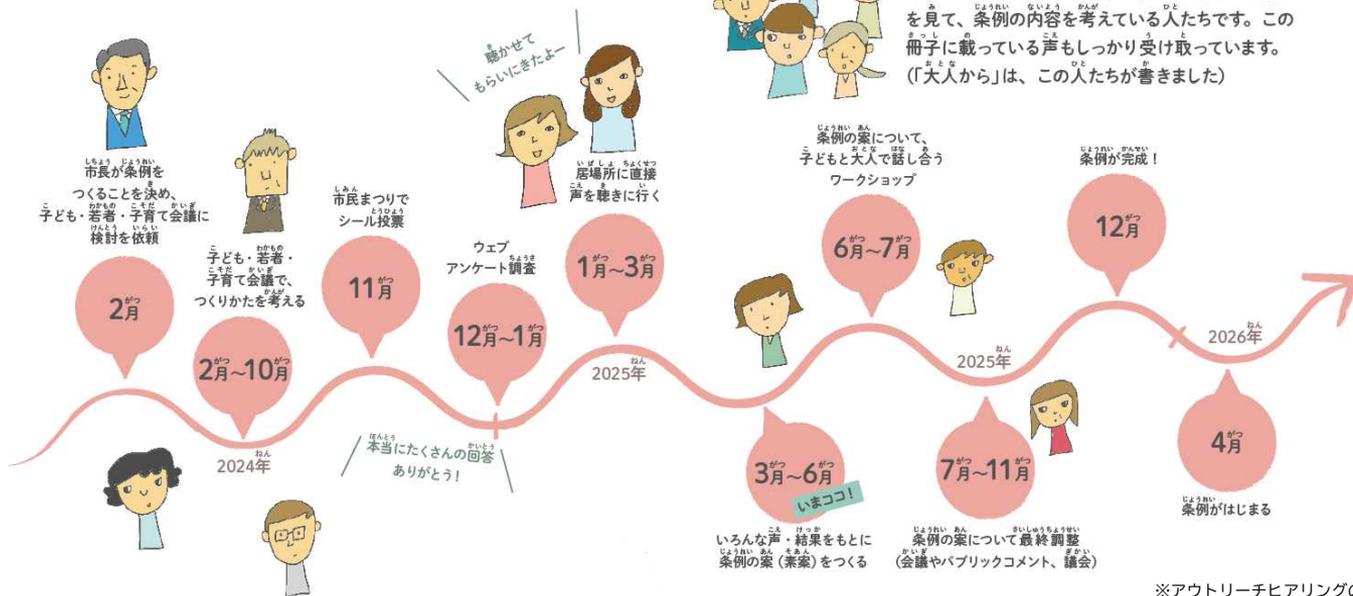
この条例は、子どもの権利が大人と等しく保障されるべきものであることを改めて確認し、子どもの権利を保障するために必要な事項について定め、子どもの生命・身体や成長・発達のための基本的な権利が守られるだけでなく、子ども一人ひとりの資質や希望に応じた成長・発達を支えるための環境整備を行っていくための根拠を定め、子どもが権利の主体として、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指すことを目的とします。

## 2. 条例ができるまで



### 条例づくりのみちのり

条例ができるまで、狛江市の子どもと大人みなさんに、いろんなところで話を聴いたり、アンケートにこたえてもらっています。その声をもとに、たくさんの大人がどうやっていかせばいいかを考えながら、少しずつ条例の文をつくっているところです。



### 狛江市役所(子ども若者政策課)の人たち

シール投票やアンケートを実施したり、声を聴きに行く活動の準備をしたり、条例ができるまで、縁の下の力持ちとして動いています。条例の文の案もつくっています。



### 子ども・若者・子育て会議の人たち



いろいろな調査でわかってきた子どもや大人の意見を見て、条例の内容を考えている人たちです。この冊子に載っている声もしっかり受け取っています。「(大人から)」は、この人たちが書きました

## 2. 条例ができるまで



### 条例啓発リーフレットの作成・配布

- ・令和6年11月実施
- ・小学生向け、中学生向け、大人向けの3種類のリーフレットを作成
- ・学校や市民まつり等において配布

### 啓発グッズの作成

- ・条例の機運醸成や啓発のためグッズとして、のぼり、ウエットティッシュを作成
- ・のぼり：市内各施設に設置
- ・ウエットティッシュ：市内各施設に配架  
(WEBアンケートの際はポケットティッシュも作成)

### 子どもの権利「シール投票 @市民まつり」の実施

- ・令和6年11月17日実施
- ・条例の制定に向けて、啓発リーフレットを配布するとともに、主に子ども向けとして子どもの権利に関するシール投票を行ったほか、「狛江がもっとこうなったら良いな」を子どもが自由に記載
- ・延べ421票の投票



## 2. 条例ができるまで



### WEBアンケートの実施

- ・令和6年12月27日～令和7年1月17日に実施
- ・条例の制定に当たって、子どもから大人まで幅広い年代の方から子どもの権利等について意見を聴き、条例検討の基礎資料とするとともに、市民全体が条例について考えるきっかけとなることを目的にWEBアンケートを実施
- ・計1,884件の回答

### アウトリーチヒアリングの実施

- ・令和7年1月～3月に実施
- ・条例の制定に当たって、子どもの居場所に伺い、子どもから直接意見を聴き（アウトリーチヒアリング）、その意見を分析し条例検討の基礎資料とすることで、子どもや子育て当事者等の意見を反映した条例案を作成することを目的に実施
- ・計10団体に実施
- ・実施後には、子どもへのフィードバックや子どもの声を広く共有するため、条例の検討段階において、大人からの声や検討過程等も記載したアウトリーチヒアリングのフィードバック資料を作成

(市共催事業) 講演会「こどもの声を聴くために」 ※主催：こまえ・こどもの権利を考える会

- ・令和7年2月1日実施
- ・副島賢和先生による講演会、狛江市内の先生からのお話及びブクロストークを実施



## 2. 条例ができるまで



### 動画チャレンジ企画の実施

- ・令和7年2月1日～2月28日に実施
- ・条例の制定に当たって、当事者である子どもも含め、市全体で楽しみながら気軽に条例や権利について触れるきっかけをつくる。また、条例の周知と子どもの権利への理解促進を目的に実施
- ・Instagramで所定のハッシュタグをつけて1分間の動画を投稿



### 条例検討ワークショップの開催

- ・条例の制定に向けて、様々な手法により意見聴取を行った結果を通して「(11) 子ども・若者・子育て会議」において検討した条例案について、子どもや子育て当事者等に改めて意見を聴くことや意見表明の意識の醸成等を促すためのワークショップを実施
- ・令和7年6月14日（大人向け）
- ・令和7年6月21日・24日（子ども向け）
- ・令和7年7月5日（大人・子ども合同ワークショップ）



### 子ども・若者・子育て会議での議論

- ・月1回程度会議を開催（有識者・関係機関・市民委員 計16名）
- ・条例制定に向けて令和5年度から令和7年度にかけて計18回の会議において議論を重ねた。
- ・令和7年8月12日、（仮称）子ども条例の制定について、会長より答申。

### 市民説明会・フォーラム、パブリックコメントの実施（※進行中）

- ・市民説明会/フォーラム：令和7年9月15日・9月18日開催。15日にはあわせてフォーラムも開催。
- ・パブリックコメント：令和7年9月1日～9月30日





# 3. 条例の構成

## 狛江市子どもの権利条例 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

- ・目的
- ・定義

#### 第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

- ・基本となる権利
- ・生きる権利及び成長・発達する権利
- ・ありのままにいられる権利
- ・自分で自分のことを決める権利
- ・意見表明及び参加・参画する権利

#### 第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

- ・大人の役割
- ・保護者の役割
- ・施設関係者の役割
- ・団体の役割
- ・市の役割

#### 第4章 基本となる施策（第13条―第19条）

- ・虐待の防止
- ・いじめの防止
- ・子どもが安心・安全に育ち・生活できる環境づくり
- ・子どもの居場所づくり
- ・意見表明及び参加・参画の促進
- ・相談体制
- ・子育て家庭等への支援

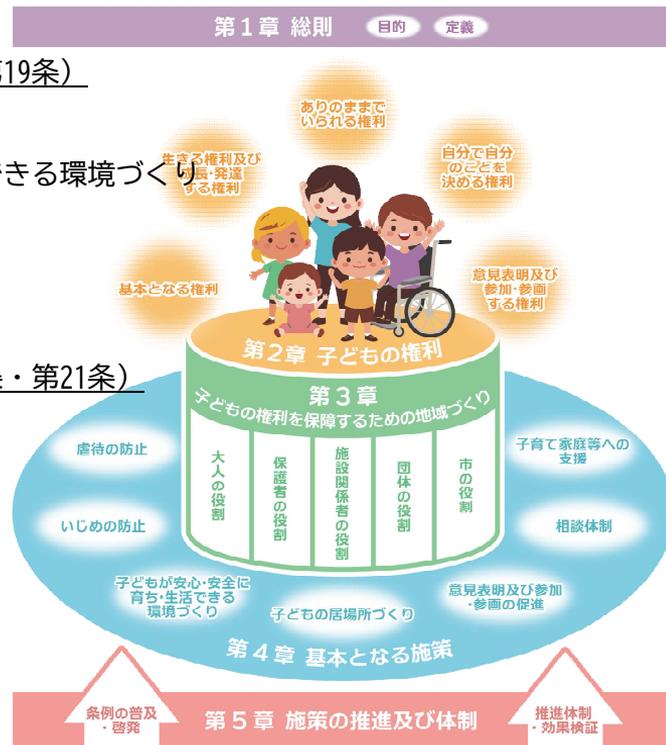
#### 第5章 施策の推進及び体制（第20条・第21条）

- ・条例の普及・啓発
- ・推進体制・効果検証

#### 第6章 雑則（第22条）

- ・委任

#### 付則





## 4. 前文

- ・作成に当たっては、条例検討ワークショップにおいて議論
- ・特に子どもの前文については、子どもたちの声を原則そのまま採用し作成

### （子どもからのメッセージ）

私たちは、自分のやりたいことを自分で決めて、それに挑戦できるような環境を望んでいます。そのために、できるようになるのをゆっくり見守り、ときにはどうすれば良いのか一緒に考えて欲しいと思っています。そして、できない理由を聞いてきたり、心配し過ぎたりせず、応援して欲しいと願っています。子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。

私たちのことを決めるときに、大人ばかりで話を進めるのではなく、私たちの声にも耳を傾けてください。

強い言い方をしたり決めつけて否定したりすることなど、自分が言われて嫌なことを私たちにも言わないでください。大人や他の子と比べることなく一人ひとりの子どもである「私」を見て尊重して欲しいです。

狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っています。そして、道でごみやたばこを捨てたりしないように、まちを大切にしてください。私たちは大人の背中を見ています。

私たちには、自分のペースで学んだり、公園で自由に遊んだり、やりたいときに好きなことができる環境が必要です。ときには、休み時間や場所も必要です。また、味方になってくれる大人がいて、とても嬉しいです。

良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、好きなことを応援してくれることが私たちを元気づけます。



### （市・大人からのメッセージ）

基本的な人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利です。子どもにも大人と等しく基本的な人権が認められること、子どもには成長・発達に応じた子ども特有の権利が認められることは、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法、こども基本法（令和4年法律第77号）でも定められています。また、子どもの権利条約では、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」及び「子どもの意見の尊重」の4つの一般原則を定めています。

子どもの権利条約は、その背景となる考え方として、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）から、それだけではなく、「子どもは大人と等しく権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。

私たちは、地域全体で子どもを見守りながら、子どもの基本的な人権や成長・発達に応じた子ども特有の権利を守ります。子どもの意見、気持ち及び考えを受け止め、子どもとの対話を通じて、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、その実現のために子どもとともに努力していきます。

私たちは、子どもが権利の主体としてありのまま暮らすことができ、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。子どもは狛江の宝であり、いかなる富をもってしても子どもに優る宝はありません。

私たちは、市全体でこの条例の理念を共有し、実践していくために、私たち大人や子どもの身近な生活の場である狛江という地域においてこの条例を制定します。



## 5. 第2章 子どもの権利（生きる権利及び成長・発達する権利）

### 第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

・基本となる権利

・**生きる権利及び成長・発達する権利**

・ありのままにいられる権利

・自分で自分のことを決める権利

・意見表明及び参加・参画する権利

（生きる権利及び成長・発達する権利）

第4条 子どもは、安心して生きるため、社会から守られ支援を受けることができ、また、様々な経験を通じて健やかかつ豊かに成長・発達することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）安心して安全に過ごすことができ、命が守られ尊重されること。

（2）愛情をもって大切に育まれること。

（3）健康に暮らすことができ、適切な医療を受けられること。

（4）暴力、いじめ、虐待及び体罰その他の権利侵害を受けたり、放置されないこと。

（5）心や身体が疲れたときに安心して休息することができること。

（6）自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。



この条例において、生きる権利及び成長・発達する権利とは、**家庭の環境に左右されることなく、子どもが安心して生きることができ、心も身体も健やかに成長・発達することができることをいいます。**

子どもの命が守られることは当然のことですが、命が守られるだけでなく、愛情をもって大切にされながら育まれることで子どもは安心して生活することができます。虐待や暴力等の権利侵害を受けることなく、また、病気や怪我をした際には適切な医療を受けることも保障されます。

なお、ここでいう暴力には、**身体的暴力だけではなく、心理的暴力やその他の形態による暴力も含まれます。**

子どもが健やかに成長・発達していくためには、子どものやりたいことや、興味のあること等、子どもが自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境を整えていくことが大切です。学びや遊び等を通じた様々な体験を積み重ねていくことで、健やかかつ豊かに成長・発達することができます。子どもの成長・発達に応じて自身が興味を持つ課題に取り組み、それらの**課題の達成や失敗の体験ができることも必要です。**

また、**心や身体が疲れたときには、安心して休息することができることも大切です。**

条例制定に係る取組におけるWEBアンケートやアウトリーチヒアリング、条例検討ワークショップにおいても、子どもが大人に特に改善して欲しいと思うことについて、遊びたいときに遊べなかったり、休みたいときに休めないこと、という意見を多くいただきました。



## 5. 第2章 子どもの権利（ありのままでいられる権利）

### 第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

- ・基本となる権利
- ・生きる権利及び成長・発達する権利
- ・**ありのままでいられる権利**
- ・自分で自分のことを決める権利
- ・意見表明及び参加・参画する権利

### （ありのままでいられる権利）

第5条 子どもは、ありのままでいることができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- （1）個性や多様性が認められ、誰かと不当に比べられることなく、ありのままの自分でいられること。
- （2）年齢・性別・国籍・言語・宗教・文化・発達・障がいの有無・家庭環境・個性及びそれぞれの特徴その他のいかなる理由によっても差別を受けないこと。
- （3）平等に扱われ、公正に評価されること。この場合において、年齢・性別・国籍・言語・宗教・文化・発達・障がいの有無・家庭環境・個性及びそれぞれの特徴等により子どもにとって不利な点があるときは、合理的な範囲で配慮をされること。



この条例において、ありのままでいられる権利とは、**良いところも苦手なところも無理をすることなくそのままの自分を大切にしながら、たとえきょうだいやまわりの友達などと違っていても不当に（正しくない方法や公平でないやり方で）比べられたり、子ども扱いされることがなく過ごすことができることをいいます。**また、年齢・性別・国籍・言語・宗教・文化・発達・障がいの有無・家庭環境・個性及びそれぞれの特徴等により差別を受けないことは当然のことであり、それらにより、不利な点があるときには、合理的な範囲で配慮をされることが大切です。

このありのままでいられる権利は、条例制定に係る取組におけるWEBアンケートやアウトリーチヒアリング、条例検討ワークショップにおいても子どもからの意見が特に多かったものです。この条文については、**「自分らしくいられる権利」という表現もありましたが、条例検討ワークショップにおける子どもの声を踏まえて、「ありのままでいられる権利」という表現としています。**



## 5. 第2章 子どもの権利（自分で自分のことを決める権利）

### 第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

- ・基本となる権利
- ・生きる権利及び成長・発達する権利
- ・ありのままにいられる権利
- ・**自分で自分のことを決める権利**
- ・意見表明及び参加・参画する権利

### （自分で自分のことを決める権利）

第6条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）自分に関することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できること。この場合において、必要に応じて相談ができること。

（2）様々なことに挑戦することができ、その環境が保障されること。



この条例において、自分で自分のことを決める権利とは、**自分に関することや自分の将来に関することなどを誰かに決められることなく、自分で主体的に選択することができることをいいます。**また、そのためには、周りの大人等に相談することやそのための環境の整備を求めることもできます。

子どもの成長・発達のためには、**子どものやりたいことや興味のあること、学びたいことに挑戦することができ、その環境が保障され、応援してもらうことが大切です。**また、**挑戦の結果、失敗したとしてもその失敗には価値があると認められ、尊重されることが大切です。**一方で、**子どもが決めることが難しい場合においては、大人等が子どもの意見、気持ち及び考えを尊重し、十分に話し合いながらその選択をしていくことが必要です。**

条例制定に係る取組におけるWEBアンケートやアウトリーチヒアリング、条例検討ワークショップにおいても、自分の希望に従って挑戦する機会を与えて欲しいことや自分の意見を認めて欲しいということについて、子どもから多くの意見をいただきました。



## 5. 第2章 子どもの権利（意見表明及び参加・参画する権利）

### 第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

- ・基本となる権利
- ・生きる権利及び成長・発達する権利
- ・ありのままにいられる権利
- ・自分で自分のことを決める権利
- ・**意見表明及び参加・参画する権利**

### （意見表明及び参加・参画する権利）

第7条 子どもは、自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現（以下、「意見表明」といいます。）し、自分に関わることについて参加・参画することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- （1）意見表明の機会が確保されること。
- （2）意見表明することができ、子どもの最善の利益の観点から、それらが尊重されること。この場合において、意見表明をしないことも保障されます。
- （3）表明及び表現した意見、気持ち及び考えについて、検討された結果を知ること。
- （4）対話をして協働できること。
- （5）地域の活動に参加・参画できること。



この条例において、意見表明及び参加・参画する権利とは、**子どもが自由に自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現することができ、また、それらが検討された結果やその理由についてフィードバックを受けることができることをいいます。**この場合において、意見表明をしないことも保障されます。

子どもの意見表明権を保障するためには、①成長・発達に応じた事前説明がなされること、②意見表明の機会が確保されること、③子どもの意見を正当に重視し、子どもの意見がどの程度重視されたかに関する情報を提供すること、という3つのプロセスを繰り返し行うことが必要です。大人は、「子どもの最善の利益」を考えるに当たっては、「子どもの立場に立った子どもの最善の利益」ではなく、「大人が考える子どもの最善の利益」になってしまいがちです。子どもの意見、気持ち及び考えを検討するに当たっては、「大人が考える子どもの最善の利益」ではなく、**子どもの意見、気持ち及び考えを理解した上で、子どもの立場に立って、子どもにとって最も良いことが優先して考慮されるよう、子どもとともに考える必要があります。**

また、**子どもも地域の一員であることから、成長・発達に応じて大人と同等に社会参加・社会参画できることも大切です。**

条例制定に係る取組におけるWEBアンケートやアウトリーチヒアリング、条例検討ワークショップにおいても、自分の意見を認めて欲しいということについて、子どもから多くの意見をいただきました。



## 6. 第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

・**大人の役割**

- ・保護者の役割
- ・施設関係者の役割
- ・団体の役割
- ・市の役割

（大人の役割）

第8条 大人は、子どもが大人と対等な権利の主体であることを認識し、ともに、ありのまま安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むよう努めなければなりません。

2 大人は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるように、子どもを見守り、支援するよう努めなければなりません。

3 大人は、市が進める施策について、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めなければなりません。



子どもの権利を保障するための大人の役割について規定しています。

子どもの権利が守られ、子どもが成長・発達を支援していくためには、大人の役割がとても大切であることから規定しているものです。大人は、第3条から第7条までに規定されている子どもの権利を守る役割があります。また、市の施策を推進していくためにも、地域社会の協力があってこそ、より一層の推進が図られるものであることから、市が進める施策について協力し、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちをつくっていくための地域の一員としての役割を期待することを規定しています。



## 6. 第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

・大人の役割

・**保護者の役割**

・施設関係者の役割

・団体の役割

・市の役割

（保護者の役割）

第9条 子どもの権利を保障するためにも、保護者自身も地域で安心して暮らすことができることが大切です。また、他の保護者や地域の子育てに関わる人々を支える存在にもなり得ます。この場合において、保護者は、地域の中で支えられ、必要な支援を受けることができます。

2 保護者は、子どもの成長・発達、権利の保障についての重要な役割を担っていることを踏まえ、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと対話しながら、養育し、成長・発達を支えなければなりません。

3 保護者は、必要に応じて市や関係機関に相談し支援を求めることができます。



子どもの権利を保障するための保護者の役割について規定しています。

保護者は子どもにとって最も身近な大人であり、子どもの最も身近な立場にあることを踏まえると、保護者には子どもの養育及び権利の保障について第一義的な役割があります。そのため、保護者には、子どもの最善の利益とは何かを第一に考えて、子どもと十分に話し合いながら、子どもの選択を後押しするなどして、子どもを養育し、子どもの成長・発達を支えることが期待されます。しかしながら、その全てを保護者が引き受けなければならないわけではなく、むしろ、子育て家庭が地域の中で支えられ、子どもが保護者だけでなく地域の大人に見守られ支えられながら成長していくことは、その家庭のみでなく地域社会をより豊かにするものです。

子どもが幸せであるためには、子育て家庭の地域社会における孤立を防止するとともに、保護者自身が幸せを感じ自分らしく暮らすことができるようにすることが大切です。保護者は、地域の中で支えられ、子育てに不安や負担を感じた場合など、必要な支援を受けることができます。また、保護者は支えられる存在でありながら、保護者間においてお互いに支え合う存在にもなり得ます。その際、市や関係機関は、保護者の力を引き出していくことや各家庭に寄り添った必要な支援をしていくことが必要です。



## 6. 第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

- ・大人の役割
- ・保護者の役割
- ・**施設関係者の役割**
- ・団体の役割
- ・市の役割

（施設関係者の役割）

第10条 施設関係者は、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、話し合った上で、遊び・学び・体験等の活動を通じて、子どもの成長・発達を支援しなければなりません。

2 施設関係者は、子どもを施設運営の関係者として認め、子どもの主体性を尊重し、子どもの施設における主体的な活動を啓発し、支援しなければなりません。

3 施設関係者は、施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所を確保することや、子どもの様々な遊び・学び・体験等の活動の機会を確保する等、子どもの権利を保障するために、市及び団体と連携・協力するよう努めなければなりません。



子どもの権利を保障するための施設関係者の役割について規定しています。

施設とは、第2条に規定がありますが、保育所や児童館、学童保育クラブなどの児童福祉施設や小・中学校、高校や幼稚園などの学校及び図書館や公民館、体育施設などの社会教育に関する施設のことで、その他子どもが利用する施設も含まれます。施設関係者とは、同じく第2条に規定がありますが、施設に従事している職員及び施設においてボランティア活動を行う人等です。

施設関係者は、**子どもにとって最も良いこととは何かを第一に考えて、子どもと十分に話し合いながら、子どもが遊び・学び・体験等の活動を通して育っていくための環境を整え、子どもが持っている可能性や力を引き出せるように支援していくことが必要です。**また、地域における子どもにとって身近な施設であることから、市や団体と連携・協力して子どもの権利を保障していくことが必要です。



## 6. 第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり

### 第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

- ・大人の役割
- ・保護者の役割
- ・施設関係者の役割
- ・**団体の役割**
- ・市の役割

#### （団体の役割）

第11条 団体は、その活動が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な配慮に努めなければなりません。

2 団体は、市が進める施策について、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めなければなりません。

3 団体は、子どもを養育する従事者が子育てと団体活動を両立することができるよう、子育てしやすい環境をつくることに努めなければなりません。



子どもの権利を保障するための団体の役割について規定しています。

団体とは、第2条にも規定がありますが、企業や事業者のように市内で営利活動を行うもののほか、**NPO法人や市民公益活動団体、町会自治会のように市内で非営利活動を行うものも含まれます。**団体は、**その活動によって影響を受ける子どもの権利を守ることや、団体に所属する者の子育てと団体活動の両立を支援していくことが大切**です。また、市の施策を推進していくためにも、企業や事業者のような営利団体のほか、NPO法人や市民公益活動団体、町会自治会のような非営利団体の協力があるからこそ、より一層の推進が図られるものであることから、市が進める施策について協力し、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちをつくっていく**地域の一員としての役割を期待**することを規定しています。



## 6. 第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

- ・大人の役割
- ・保護者の役割
- ・施設関係者の役割
- ・団体の役割
- ・**市の役割**

（市の役割）

第12条 市は、子どもにとって最も良いこととは何かを考えて、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと話し合った上で、子どもに関する施策を決定し、実施します。

2 市は、大人、保護者、施設関係者及び団体と連携・協働し、子どもに関する施策を実施するとともに、各主体が役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。



子どもの権利を保障するための市の役割について規定しています。

市は、子どもに関する施策を進めるに当たっては、**子どもにとって最も良いこととは何かを第一に考えて、子どもと十分に話し合うとともに、子どもの権利を保障するために第8条から第11条までに規定されている各主体と連携するほか、各主体がそれぞれの立場で活動しつつも、互いに支え合えるように必要な支援**をすることで、条例の理念が市全体で共有され、子どもの成長・発達を支え、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。



# 7. 第4章 基本となる施策／第5章 施策の推進及び体制

## 第4章 基本となる施策（第13条～第19条）

- ・虐待の防止
- ・いじめの防止
- ・子どもが安心・安全に育ち・生活できる環境づくり
- ・子どもの居場所づくり
- ・意見表明及び参加・参画の促進
- ・相談体制
- ・子育て家庭等への支援

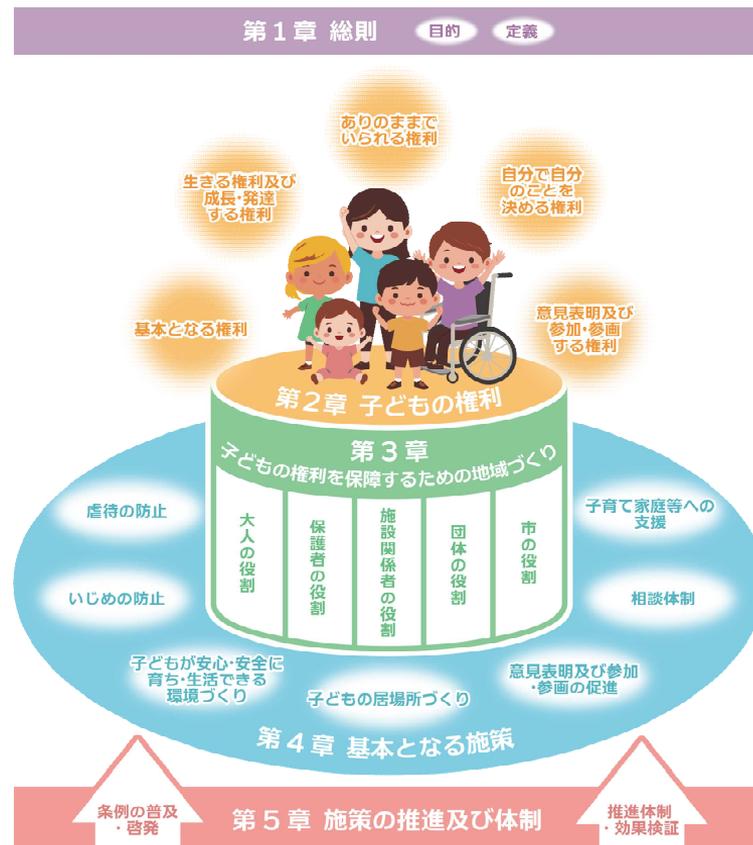
## 第5章 施策の推進及び体制（第20条・第21条）

- ・条例の普及・啓発
- ・推進体制・効果検証

第3章では、第2章で定めた子どもの権利を踏まえ、子どもの権利を保障するための地域づくりとして、大人・保護者・施設関係者・団体・市の役割について定めましたが、**第4章（第13条～第19条）**では、第2章で定めた子どもの権利や第3章で定めた子どもの権利を保障するための地域づくりを踏まえ、**この条例における基本となる施策を定めています。**

また、**第5章（第20条・第21条）**では、**条例・施策の推進及び体制・検証について定めています。**

また、この条例の施行後3年を目途に、この条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案し、**この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるもの**とします。



## 8. パブリックコメントについて



### パブリックコメント

#### 実施期間

令和7年9月1日(月) **～9月30日(火)**

#### 対象

市内在住・在学・在勤の方及び市内に事業所等を有する方

#### 公表方法

- ・広報こまえ9月1日号
- ・市ホームページ
- ・SNS
- ・子ども若者政策課窓口 等

#### 提出方法

子ども若者政策課企画政策係に以下の方法にて提出

- ・電子メールによる送信
- ・**専用フォームによる送信**
- ・書面による提出
- ・郵便による送付
- ・FAXによる送付
- ・小学校、中学校を通じて子どもたちから専用フォームによる送付(予定)

### 市民説明会

#### 日時

- ①令和7年9月15日(月・祝)  
午前11時30分～
- ②令和7年9月18日(木)  
午後6時30分～

#### 会場

- ①防災センター 4階会議室
- ②市役所 4階特別会議室

### フォーラム

#### 日時・会場

令和7年9月15日(月・祝) 午前10時～11時30分  
防災センター 4階会議室 ※市民説明会①とあわせて実施

#### テーマ・ 主な内容

大人の皆さん、私たちの声届いてますか？狛江市子どもの権利条例に関するフォーラム  
(前半)オープニングトーク(ミニ講演)  
(後半)子どもと大人の対話タイム



# 狛江市子どもの権利条例（案） に対する市民説明会

## 次第

---

1. 素案及びパブリックコメント説明
2. 質疑応答

令和7年9月15日・9月18日

狛江市子ども家庭部子ども若者政策課



# —質疑応答—

※質疑等ある方は職員がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いします。